

(別添)

「療養通所介護」と「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等」の指定基準の概要

項 目	療養通所介護	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等	
		主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援	主に重症心身障害児・者を通わせる生活介護事業
人 員 配 置	定 員	9 名以下 (H24.4～) (最大利用可能人数であり、職員配置を求める定員ではない)	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援 業 援・放課後等デイサービス 5 名以上 (左記定員のうち上記定員を設定可能) (上記定員に満たない場合は、左記定員を上限として要介護者の受入が可能)
	管 理 者	1 名 (看護師：兼務可)	1 名 (左記との兼務可)
	嘱 託 医	—	1 名 (特に要件なし)
	従 業 者	看護師又は介護職員 (利用人数に応じて1.5:1の職員を配置) (定員内で利用者外の者を受け入れる場合、利用者合計数に応じて1.5:1を満たす配置が必要)	・生活支援員 ・看護職員 ・理学療法士又は作業療法士 (実施する場合) 上記職員の総数は、障害程度区分毎に規定 (例：平均区分5以上の場合、3:1) (左記と一体的に配置することが可能)
	支援管理責任者	—	児童発達支援管理責任者1名 (管理職との兼務可能。専任加算あり) サービス管理責任者1名 (管理者及び左記との兼務可能)
設 備	・専用部屋 (6.4 m ² /人) ・必要な設備 (兼用可)	指導訓練室の他、必要な設備 (左記と兼用可)	

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、児童発達支援及び放課後等デイサービス、生活介護を一体的に運営することが可能。

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、療養通所介護事業の人員基準に規定のない「児童指導員又は保育士」と「児童発達支援管理責任者」又は「サービス管理責任者」の配置が必要。「児童発達支援管理者」又は「サービス管理責任者」は、管理者との兼務が可能。

※ 「機能訓練担当職員」は理学療法士又は作業療法士でなくとも可能。「生活支援員」は特に資格要件なし。

7 平成 24 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について

本調査については、平成 24 年 4 月に実施した報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として実施しているところである。

本調査は、次期報酬改定の基礎データとして重要なものであることから、各都道府県等におかれては、管内の障害福祉サービス事業所等に対して、本調査の周知徹底と、調査への協力について特段の配慮をお願いする。

【参考】平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要＜抜粋＞

(平成 24 年 1 月 31 日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

第 3 終わりに

- 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て、公開の場で検討を行った。
- その際、検討の中で、例えば今回改定を行う以下のような事項については、改定後のサービスの動向やその在り方について、特に検証が必要ではないかとの意見があった。
 - ・ 処遇改善加算（仮称）等が障害福祉サービス等従事者の処遇改善に確実に繋がっているかどうか。
 - ・ 相談支援や障害児支援、介護職員等によるたんの吸引等に係る新たな事業の円滑な施行に資するような水準の報酬が設定されているかどうか。
 - ・ 就労系サービスの報酬改定により一般就労への移行が促進されているかどうか。
 - ・ サービス利用時間の観点も含め、生活介護等自体のサービスの質がどのようなものとなっているか。
- こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行って、これを次回改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

平成24年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

処遇調査について

平成24年度報酬改定においては、基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

また、助成金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算（福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分）を併せて創設（処遇改善加算が算定できない場合に算定）。

これらの加算等について、障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかという点についての検証のため、「平成24年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を行うとともに、当該検証結果を踏まえ、次回改定時にその取扱いについて検討を行うことにしている。

調査対象及び抽出率等

調査対象及び抽出率等は以下のとおり。

■ 調査対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、特定相談支援事業所、一般相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに調査日に当該施設・事業所に在籍する障害福祉サービス等従事者（全サービス対象）。

■ **抽出方法**：層化無作為抽出法により抽出。

■ **抽出率**：サービスごとに、経営主体・地域区分を考慮して、4%～全数で設定。

■ **調査客体数**：約17,000施設・事業所

■ 調査項目

① 施設・事業所票

給与等の状況、障害福祉サービス等従事者の処遇状況、加算の取得状況、利用者数 等

② 障害福祉サービス等従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金の額 等

今後のスケジュール

平成24年10月	調査開始
平成24年11月	調査締切
平成24年11月～2月	集計・分析
平成25年3月	公表（予定）